

議案第2号

財産の取得について

教育委員会庁舎として使用する建物等を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年小松島市条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月22日提出

小松島市長 中山 俊 雄

財産の種類	建物及び工作物
財産の所在	徳島県小松島市小松島町字新港9番地14
取得する物件	建物 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 建築面積 397.61㎡ 延床面積 736.12㎡
	建物 鉄骨造 建築面積 26.00㎡ 延床面積 26.00㎡
	工作物 一式
取得予定価格	21,120,000円 (税込)
契約の相手方	香川県高松市サンポート3番33号 契約担当官 国土交通省 四国地方整備局次長 池田 直太
引渡期限	令和3年3月31日